

## 施策展開の方向

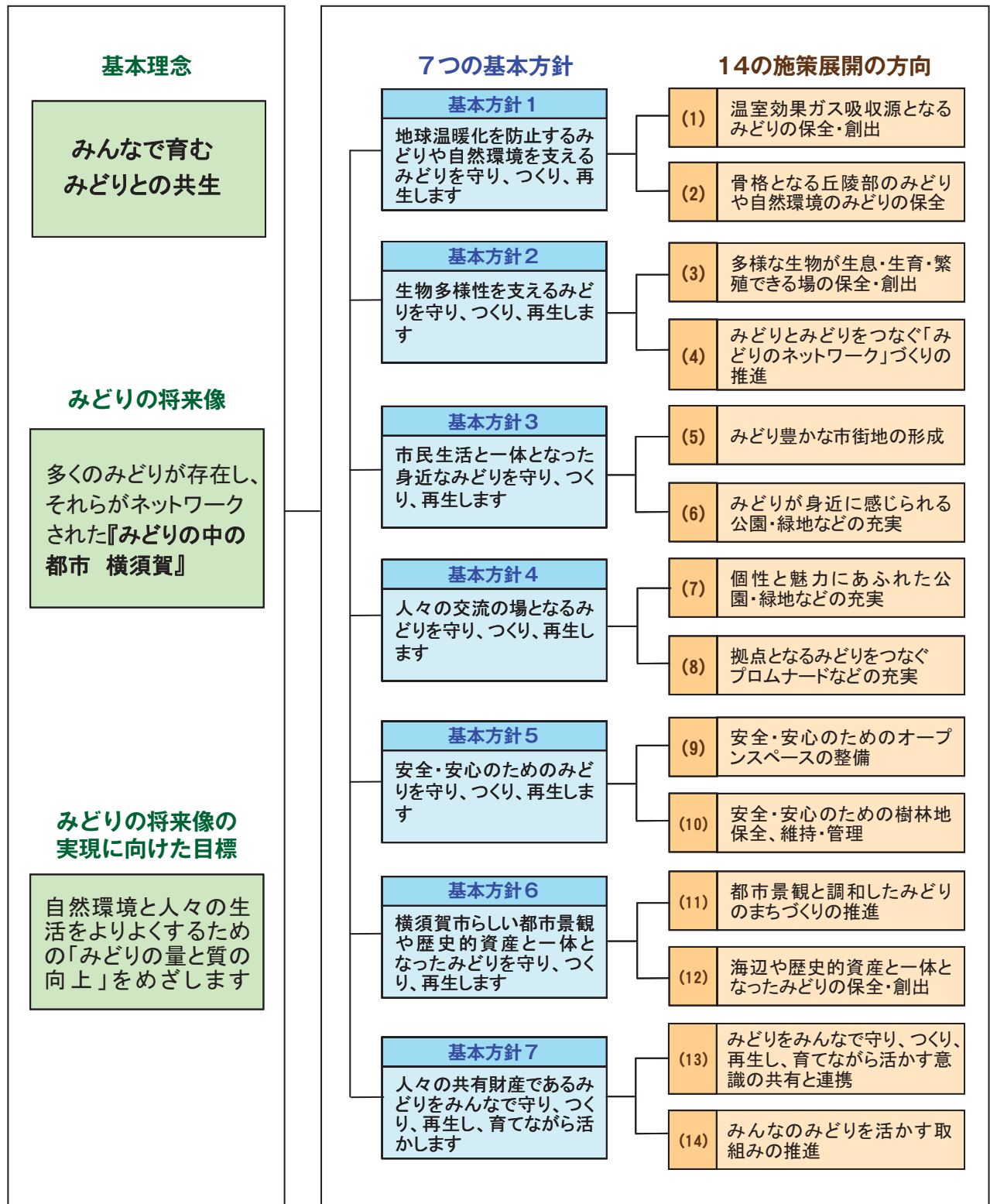
### 1 基本理念から施策展開の方向まで

### 2 14の施策展開の方向

- (1) 温室効果ガス吸収源となるみどりの保全・創出
- (2) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境のみどりの保全
- (3) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出
- (4) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進
- (5) みどり豊かな市街地の形成
- (6) みどりが身近に感じられる公園・緑地などの充実
- (7) 個性と魅力にあふれた公園・緑地などの充実
- (8) 拠点となるみどりをつなぐプロムナードなどの充実
- (9) 安全・安心のためのオープンスペースの整備
- (10) 安全・安心のための樹林地保全、維持・管理
- (11) 都市景観と調和したみどりのまちづくりの推進
- (12) 海辺や歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出
- (13) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携
- (14) みんなのみどりを活かす取組みの推進

## 第三章 1 基本理念から施策展開の方向まで

本計画における大きな目標「基本理念・みどりの将来像・将来像の実現に向けた目標」と、それらを達成するための「7つの基本方針」に基づく「14の施策展開の方向」の体系は以下のとおりです。



計画における目標と基本方針から施策展開の方向までの体系図

# 基本方針と施策展開の方向における推進施策及び実施事業・制度などの体系

## 7つの基本方針

## 14の施策展開の方向

## 推進施策及び実施事業・制度など

※アンダーラインは再掲

**基本方針1**  
地球温暖化を防止するみどりや、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します

(1) 温室効果ガス吸収源となるみどりの保全・創出

- 【Ⅰ】1(1)近郊緑地特別保全地区のみどりを守る  
1.既指定地区の土地利用制限の継続、2.新たな地区指定(2地区)、3.土地の買取りのための緑地基金の充実及び新たな財源確保に向けた検討・実施
- 【Ⅰ】1(2)近郊緑地保全区域のみどりを守り、再生する  
5.湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携
- 【Ⅰ】1(3)様々な法令に基づきみどりを守る  
6.特別緑地保全地区の指定の検討、7.保安林指定地区の土地利用制限の継続、8.自然環境保全地域の土地利用制限の継続
- 【Ⅰ】1(6)都市公園として丘陵や自然環境を有するみどりを守る  
15.(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進、16.自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続
- 【Ⅰ】2(2)身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する  
26.谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 【Ⅰ】4(1)農地法やその他の法令に基づき農地を守る  
31.農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続、32.市民農園の継続・維持、33.生産緑地のみどりの維持に向けた検討
- 【Ⅱ】2(1)公共施設のみどりをつくる  
43.【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進、45.公共施設のみどりの整備と緑化の推進
- 【Ⅱ】3(1)みどり豊かな市街地をつくるための制度などを活用する  
48.「緑化重点地区」の方針に基づく緑化促進、49.「緑化地域」の指定に向けた検討、50.「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施、51.「緑地協定」制度の継続、52.「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討
- 【Ⅱ】3(2)民有地の緑化を推進するための支援や誘導をする  
53.民有地緑化推進支援の実施

(2) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境のみどりの保全

- 【Ⅰ】1(1)近郊緑地特別保全地区のみどりを守る  
1.既指定地区の土地利用制限の継続、2.新たな地区指定(2地区)、3.土地の買取りのための緑地基金の充実及び新たな財源確保に向けた検討・実施
- 【Ⅰ】1(2)近郊緑地保全区域のみどりを守り、再生する  
4.既指定区域の土地利用規制の継続、5.湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携
- 【Ⅰ】1(3)様々な法令に基づきみどりを守る  
6.特別緑地保全地区の指定の検討、7.保安林指定地区の土地利用制限の継続、8.自然環境保全地域の土地利用制限の継続、9.土地利用調整関連条例(市)の適切な運用
- 【Ⅰ】1(4)土地所有者に対する支援制度によりみどりを保全する  
10.自然保護奨励金制度による支援の継続
- 【Ⅰ】1(5)自然植生を有する13地区及び貴重な植物を守る  
11.貴重な植物の保全に向けた検討、12.民有地に存在する自然植生保全のための支援制度の検討・実施、13.公園などにおける自然植生保全配慮指針の策定、14.指定文化財(天然記念物)の保全の継続
- 【Ⅰ】1(6)都市公園として丘陵や自然環境を有するみどりを守る  
15.(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進、16.自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続
- 【Ⅰ】2(2)身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する  
25.緑地の寄付制度の運用

**基本方針2**  
生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生します

(3) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

- 【Ⅰ】1(2)近郊緑地保全区域のみどりを守り、再生する  
5.湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携
- 【Ⅰ】1(5)自然植生を有する13地区及び貴重な植物を守る  
11.貴重な植物の保全に向けた検討、12.民有地に存在する自然植生保全のための支援制度の検討・実施、13.公園などにおける自然植生保全配慮指針の策定、14.指定文化財(天然記念物)の保全の継続
- 【Ⅰ】1(7)自然環境のみどりや生態系に配慮したみどりを安全に守り、再生する  
17.ビオトープの維持、18.丘陵のみどり(樹林地)の適切な維持管理モデル事業の実施
- 【Ⅱ】1(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する  
37.環境や生物多様性を支える公園整備の推進
- 【Ⅱ】2(1)公共施設のみどりをつくる  
46.ビオトープの整備の推進
- 【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす  
59.市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進

(4) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進

- 【Ⅰ】1(7)自然環境のみどりや生態系に配慮したみどりを安全に守り、再生する  
17.ビオトープの維持、18.丘陵のみどり(樹林地)の適切な維持管理モデル事業の実施
- 【Ⅰ】2(1)斜面緑地を守る  
20.(仮称)市民協働斜面緑地保全制度の検討、23.斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討
- 【Ⅰ】2(2)身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する  
26.谷戸地域のみどりの再生に向けた検討
- 【Ⅱ】2(1)公共施設のみどりをつくる  
42.【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進、43.【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進、44.【河川】河川環境の整備の推進、45.公共施設のみどりの整備と緑化の推進、46.ビオトープの整備の推進
- 【Ⅱ】3(1)みどり豊かな市街地をつくるための制度などを活用する  
48.「緑化重点地区」の方針に基づく緑化促進、49.「緑化地域」の指定に向けた検討、50.「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施、51.「緑地協定」制度の継続、52.「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討
- 【Ⅱ】3(2)民有地の緑化を推進するための支援や誘導をする  
53.民有地緑化推進支援の実施、54.土地利用調整関連条例(市)【一部再掲】の適切な運用による緑化誘導の継続

「推進施策及び実施事業・制度など」とは、第Ⅳ章 P.64～67 の「推進施策体系総括表」に記載した具体的な施策です。また、番号は同総括表の大柱～小柱の番号です。

7つの基本方針

14の施策展開の方向

推進施策及び実施事業・制度など

※アンダーラインは再掲

|                                                                      |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>基本方針3</b></p> <p>市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生します</p>            | <p>(5) みどり豊かな市街地の形成</p>                         | <p>【Ⅰ】4(1)農地法やその他の法令に基づき農地を守る<br/>33.生産緑地のみどりの維持に向けた検討</p> <p>【Ⅱ】3(1)みどり豊かな市街地をつくるための制度などを活用する<br/>48.「緑化重点地区」の方針に基づく緑化促進、49.「緑化地域」の指定に向けた検討、50.「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施、51.「緑地協定」制度の継続、52.「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討</p> <p>【Ⅱ】3(2)民有地の緑化を推進するための支援や誘導をする<br/>53.民有地緑化推進支援の実施、54.土地利用調整関連条例(市)【一部再掲】の適切な運用による緑化誘導の継続</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                                      | <p>(6) みどりが身近に感じられる公園・緑地などの充実</p>               | <p>【Ⅰ】2(2)身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する<br/>24.市民緑地制度の導入と運用の推進</p> <p>【Ⅰ】4(1)農地法やその他の法令に基づき農地を守る<br/>32.市民農園の継続・維持、33.生産緑地のみどりの維持に向けた検討</p> <p>【Ⅱ】1(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する<br/>34.公園種別ごとの整備の推進、35.公園リニューアル計画の策定と推進、36.公園施設長寿命化計画の策定と推進、40.市民活動や憩いの場となる公園整備の推進、41.様々な手法による公園などの整備の推進</p> <p>【Ⅱ】2(2)民有地のみどりを活用する<br/>47.市民緑地制度の導入と運用【再掲】</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| <p><b>基本方針4</b></p> <p>人々の交流の場となるみどりを守り、つくり、再生します</p>                | <p>(7) 個性と魅力にあふれた公園・緑地などの充実</p>                 | <p>【Ⅰ】1(6)都市公園として丘陵や自然環境を有するみどりを守る<br/>15.(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進</p> <p>【Ⅱ】1(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する<br/>24.公園種別ごとの整備の推進、39.交流の拠点となる公園の整備の推進</p> <p>【Ⅱ】2(1)公共施設のみどりをつくる<br/>42.【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進</p> <p>【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす<br/>57.みどりの積極的な活用の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                                                                      | <p>(8) 拠点となるみどりをつなぐプロムナードなどの充実</p>              | <p>【Ⅱ】2(1)公共施設のみどりをつくる<br/>42.【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進</p> <p>【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす<br/>57.みどりの積極的な活用の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p><b>基本方針5</b></p> <p>安全・安心のためのみどりを守り、つくり、再生します</p>                 | <p>(9) 安全・安心のためのオープンスペースの整備</p>                 | <p>【Ⅱ】1(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する<br/>38.安全・安心のための公園整備の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                      | <p>(10) 安全・安心のための樹林地保全・維持・管理</p>                | <p>【Ⅰ】1(3)様々な法令に基づきみどりを守る<br/>7.保安林指定地区の土地利用制限の継続</p> <p>【Ⅰ】1(7)自然環境のみどりや生態系に配慮したみどりを安全に守り、再生する<br/>18.丘陵のみどり(樹林地)の適切な維持管理モデル事業の実施</p> <p>【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす<br/>59.市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><b>基本方針6</b></p> <p>横須賀市らしい都市景観や歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します</p>  | <p>(11) 都市景観と調和したみどりのまちづくりの推進</p>               | <p>【Ⅰ】2(1)斜面緑地を守る<br/>19.(仮称)民有樹林地保全支援制度の検討・実施、20.(仮称)市民協働斜面緑地保全制度の検討、21.斜面緑地保全のための緑地基金の充実及び新たな収入源確保に向けた検討・実施【一部再掲】、22.土地利用調整関連条例(市)の適切な運用【再掲】、23.斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討</p> <p>【Ⅰ】2(2)身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する<br/>24.市民緑地制度の導入と運用の推進、25.緑地の寄付制度の運用、26.谷戸地域のみどりの再生に向けた検討</p> <p>【Ⅰ】3(1)風致地区条例に基づき風致に優れたみどりを守る<br/>27.既指定地区における土地利用行為制限の継続、28.風致地区の新規及び拡大指定</p> <p>【Ⅰ】3(2)景観法と連携し、みどりを守る<br/>29.景観計画におけるみどりの位置づけの検討、30.景観重要樹木の指定継続</p> <p>【Ⅱ】2(2)民有地のみどりを活用する<br/>47.市民緑地制度の導入と運用【再掲】</p> <p>【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす<br/>58.市民による花いっぱい運動の実施</p> |
|                                                                      | <p>(12) 海辺や歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出</p>            | <p>【Ⅰ】1(1)近郊緑地特別保全地区のみどりを守る<br/>2.新たな地区指定(2地区)</p> <p>【Ⅰ】1(6)都市公園として丘陵や自然環境を有するみどりを守る<br/>16.自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続</p> <p>【Ⅰ】3(1)風致地区条例に基づき風致に優れたみどりを守る<br/>27.既指定地区における土地利用行為制限の継続、28.風致地区の新規及び拡大指定</p> <p>【Ⅱ】1(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する<br/>34.公園種別毎の整備の推進、39.交流の拠点となる公園の整備の推進</p> <p>【Ⅱ】2(1)公共施設のみどりをつくる<br/>42.【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進</p>                                                                                                                                                                                                            |
| <p><b>基本方針7</b></p> <p>人々の共有財産であるみどりを、みんなで、守り、つくり、再生し、育てながら活かします</p> | <p>(13) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携</p> | <p>【Ⅱ】1(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する<br/>40.市民活動や憩いの場となる公園整備の推進</p> <p>【Ⅲ】1(1)みどりを次世代に引き継いでいく<br/>55.自然に関する環境教育・環境学習の実施、56.みどりの保全・創出に関する啓発の実施</p> <p>【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす<br/>58.市民による花いっぱい運動の実施、59.市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                      | <p>(14) みんなのみどりを活かす取組みの推進</p>                   | <p>【Ⅰ】2(2)身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する<br/>24.市民緑地制度の導入と運用の推進</p> <p>【Ⅱ】2(2)民有地のみどりを活用する<br/>47.市民緑地制度の導入と運用【再掲】</p> <p>【Ⅲ】1(1)みどりを次世代に引き継いでいく<br/>55.自然に関する環境教育・環境学習の実施</p> <p>【Ⅲ】1(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす<br/>57.みどりの積極的な活用の推進、59.市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 第Ⅲ章 2 14の施策展開の方向

### ■基本方針1 地球温暖化を防止するみどりや自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します 施策展開の方向(1) 温室効果ガス吸収源となるみどりの保全・創出

【主な施策対象】丘陵のみどり、農地のみどり、緑化推進により創出されるみどり など

【説明】

地球温暖化の原因である温室効果ガスの中で最も排出量の多い二酸化炭素の吸収源となる植物を、様々な主体や場において守り、つくる施策を実施します。また、田畑などの農地のみどりにも多様な機能がありますが、本計画では二酸化炭素吸収源のみどりとして守っていきます。

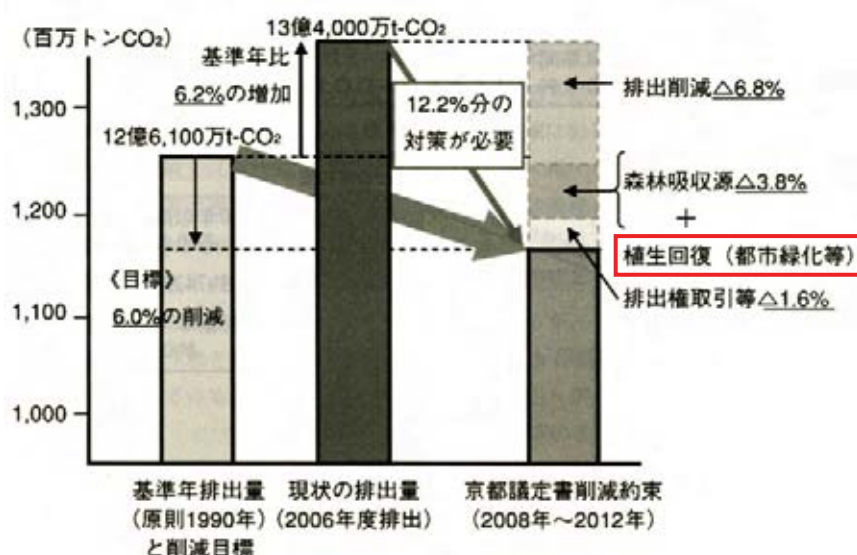
【主な施策展開例】

#### ◆ 樹林地・農地の保全

二酸化炭素吸収源となる「丘陵のみどり」や「農地のみどり」を守り、育てていきます。

#### ◆ 都市緑化の緑化推進

市域に多くのみどりを創出するため、公共用地だけでなく民有地も含めた都市の緑化を推進します。

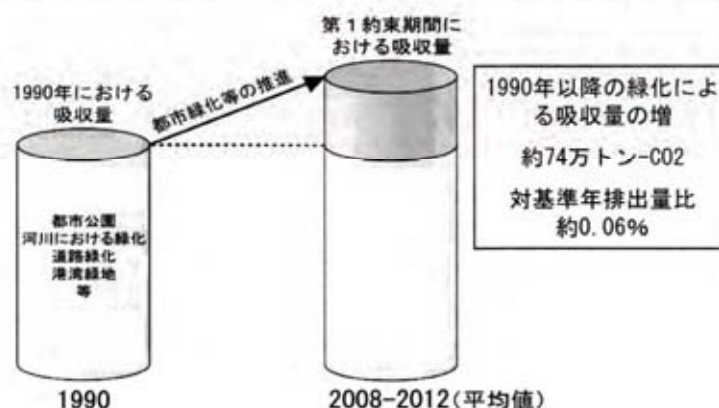


京都議定書に基づく二酸化炭素吸収源として、「植生回復」(都市緑化等)は森林吸収源と別枠で、計上することが可能となっている。従って、地球温暖化対策のために、温室効果ガス吸収源となるみどりの保全・創出は重要な取組みである。

### 地球温暖化対策における植生回復(都市緑化等)の位置づけ

出典：平成21年度版 公園緑地マニュアル(社)日本公園緑地協会

2008～2012年の第1約束期間年平均で、1990年総排出量比0.06%(74万トンCO<sub>2</sub>)程度の吸収量を確保



京都議定書目標達成計画(平成20年改定)では、国や地方自治体は、みどりに係る施策や「緑の基本計画」に基づき公共空間及び官公庁施設などの緑化をさらに推進することとしている。また、これとは別にヒートアイランド対策として、屋上緑化による建築物への熱環境改善により二酸化炭素の排出量削減を見込んでいる。従って、地球温暖化対策のために、都市緑化の推進は重要な役割を果たす。

### 都市緑化などによる温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の吸収量

出典：平成21年度版 公園緑地マニュアル(社)日本公園緑地協会

※上記は平成22年3月現在の位置づけ及び目標などです。

■基本方針1 地球温暖化を防止するみどりや自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します  
施策展開の方向(2) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境のみどりの保全

【主な施策対象】丘陵部のみどり、自然植生、貴重な植物 など

【説明】

本市の自然環境の骨格となり、人だけでなく多様な生物にとっても重要な丘陵部のみどりを、守り、つくり、再生する施策を実施します。また、併せて自然植生や自然海岸と一体となったみどりなど自然環境のみどりを守っていきます。

【主な施策展開例】

◆ 丘陵部のみどりの保全

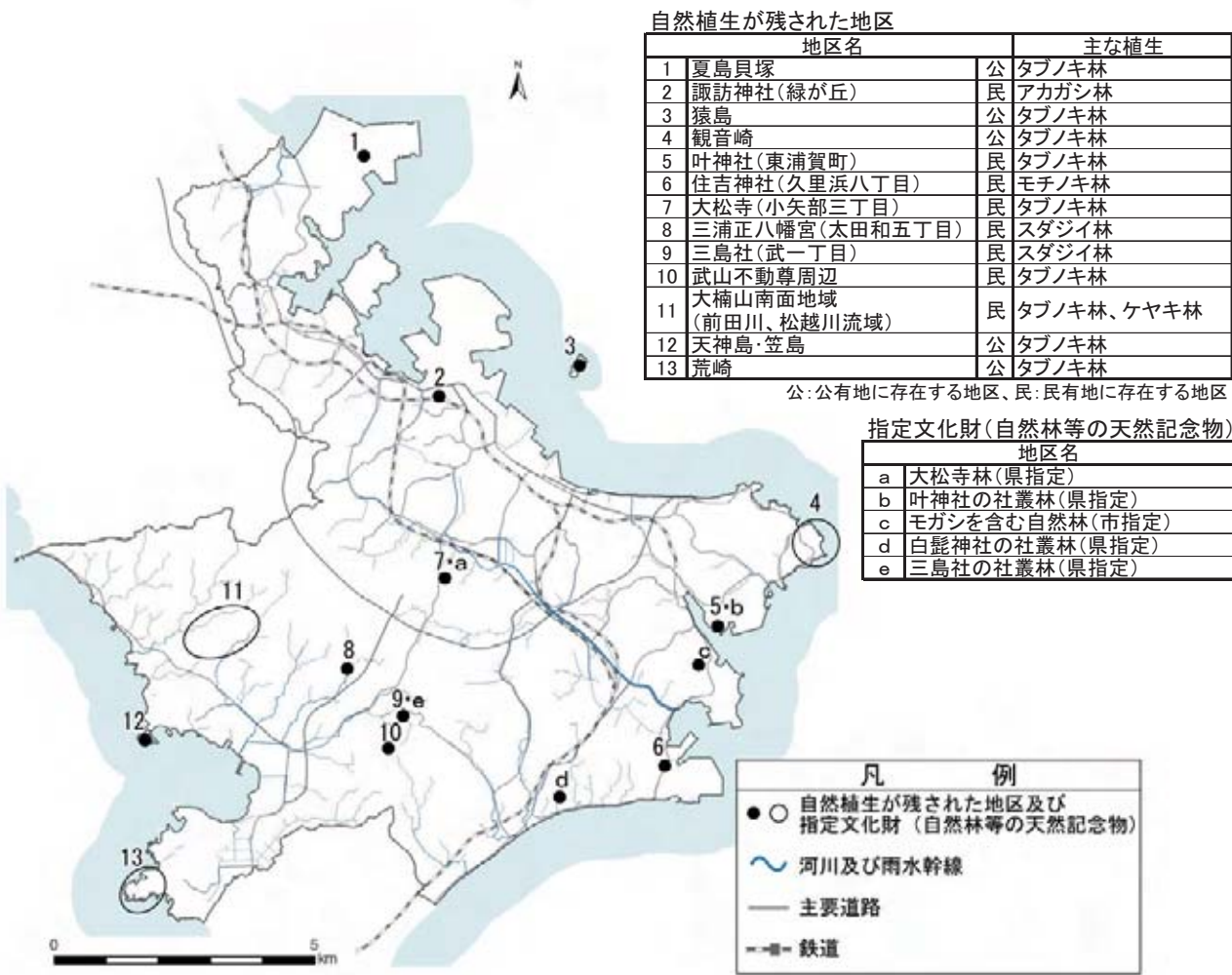
田浦、大楠山、衣笠山、武山などの丘陵部のみどりを、様々な法制度の活用や、都市公園とすることで守っていきます。また、それらのみどりを守り、育てていくための財源確保に向けた検討もしていきます。

◆ 自然植生や天然記念物の保全

貴重な自然植生が残る猿島や観音崎など13地区の植生や、天然記念物の自然林を守っていきます。

◆ 貴重な植物の保全や外来植物への対応

自生する貴重な自然植物を守り、それらに影響を与える外来植物への対応を図っていきます。



自然植生が残された地区及び自然林等の天然記念物

## ■基本方針2 生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向(3) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出

【主な施策対象】ビオトープ、里山的環境 など

#### 【説明】

みどりは多様な生物が生息・生育・繁殖できる場であるため、そうした場のみどりをより多く確保していきます。

#### 【主な施策展開例】

##### ◆ ビオトープの保全と創出

学校や下水浄化センター（下水処理場）などの公共施設のビオトープの維持と、新たに設置が可能な場への整備を進めます。

##### ◆ ビオトープのある公園の維持・整備

都市公園におけるビオトープの維持と、新たに設置が可能な場への整備を進めます。

##### ◆ 維持管理体制の整備

ビオトープを市民・NPO・事業者・行政が役割分担あるいは連携しながら維持・管理をしていく体制づくりを検討していきます。

##### ◆ 里山的環境のある公園の整備

里山的環境を再生するために、里山公園づくりを検討していきます。

## ■基本方針2 生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向(4) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進

【主な施策対象】海辺・河川・道路のみどり、市街地のみどり（住宅地や商業地など街なか）のみどり など

#### 【説明】

多様な生物が生息する場を、海辺・河川・道路のみどりや市街地のみどりで結ぶ「みどりのネットワーク」づくりを進めていきます。

#### 【主な施策展開例】

##### ◆ 自然海岸の保全と環境に配慮した港湾施設の整備

都市公園などとして保全されている自然海岸を維持・管理し、併せて港湾施設や海岸施設の整備目的を優先しつつ、多様な生物が生息できるよう配慮していきます。

##### ◆ 環境に配慮した河川整備

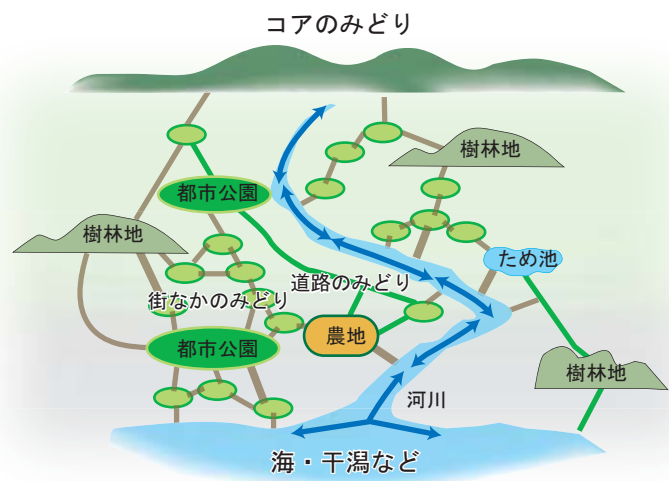
河川護岸や河床の改修時に、自然景観や生態系に配慮した河川環境の整備に努めます。

##### ◆ 道路緑化の推進

既設の道路や新たに道路を整備する際に、街路樹などのみどりを維持したり、みどり豊かな道路整備に努めます。

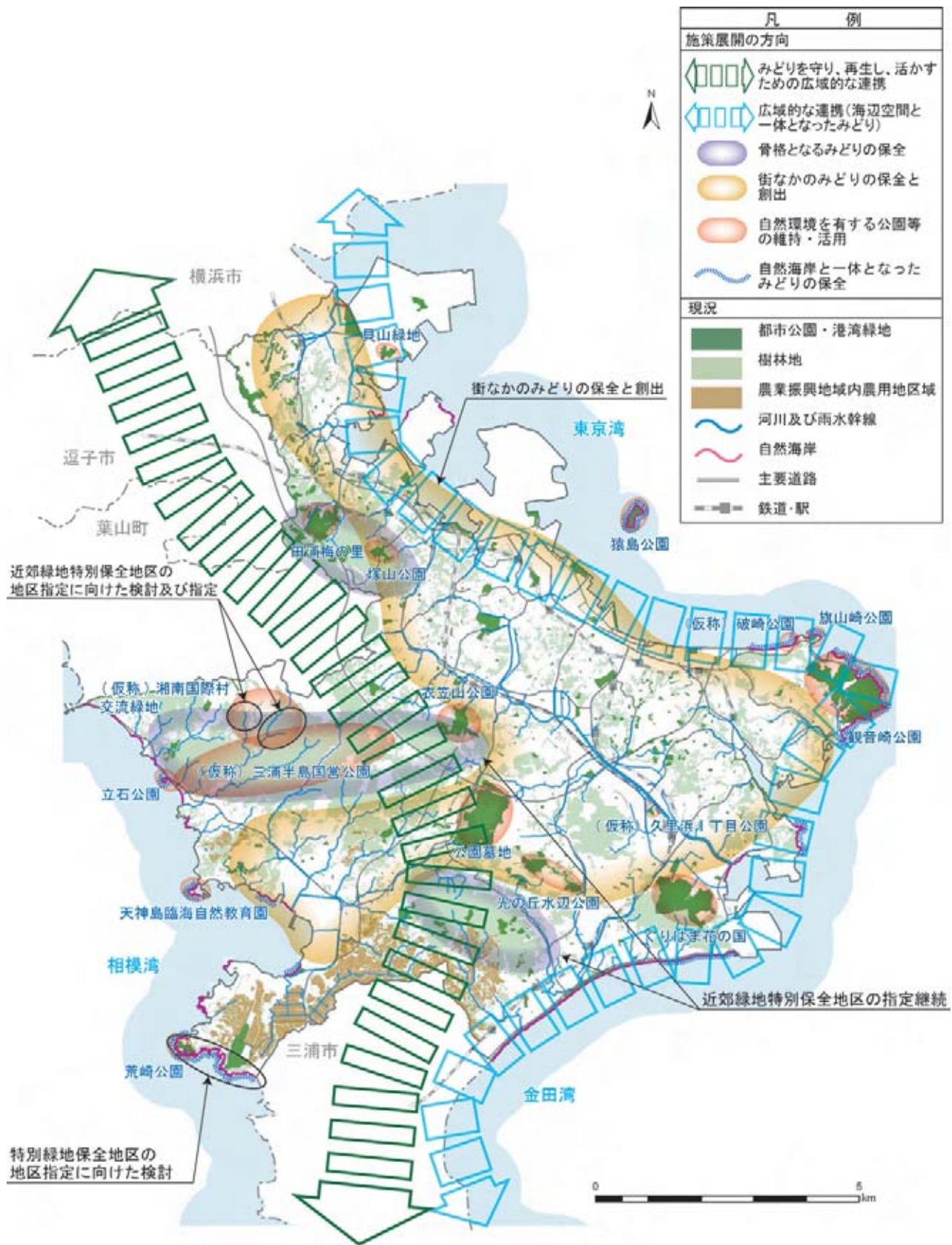
##### ◆ 街なかのみどりを増やす

市街地のみどりも多様な生物が移動や休息するための大切なネットワークのためのみどりとして捉え、斜面緑地の保全や民有緑化により市街地のみどりを保全・創出していきます。



#### みどりのネットワークづくりのイメージ

出典：緑の基本計画ハンドブック改訂版  
（（社）日本公園緑地協会）を基に作成



### ■基本方針3 市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生します

---

#### 施策展開の方向(5) みどり豊かな市街地の形成

【主な施策対象】市街地のみどり（住宅地や商業地など街なかのみどり） など

【説明】

既に市街地が形成されている地域や今後住宅地が整備される地域において、みどりを増やし、みどり豊かな街づくりを進めていきます。

【主な施策展開例】

◆ 市街地や街区の緑化推進

市街地の緑化を推進するために都市緑地法に基づく諸制度を活用し民有地緑化を進めます。  
また、民有地の緑化（屋上緑化・壁面緑化など）のための支援を行っていきます。

### ■基本方針3 市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生します

---

#### 施策展開の方向(6) みどりが身近に感じられる公園・緑地などの充実

【主な施策対象】市街地の公園、市民緑地 など

【説明】

人々の暮らしのなかで身近にみどりを感じられるように、市街地や市街地に近接する公園などのみどりの充実を図るとともに、市民緑地などの設置を進めます。

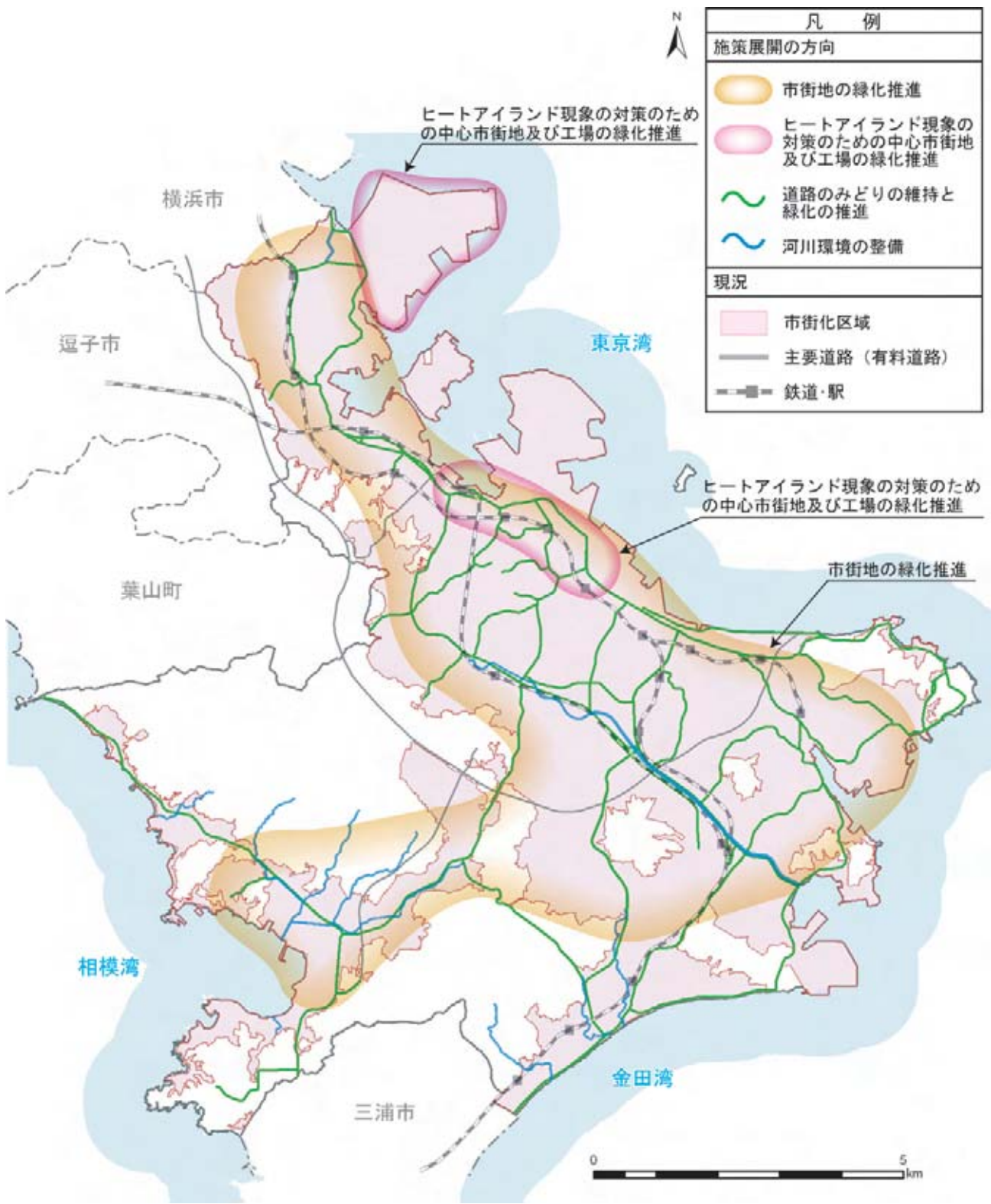
【主な施策展開例】

◆ 市街地の都市公園の整備とリニューアル

市民が日常生活において身近に利用できる公園（街区公園・近隣公園・地区公園など）づくりを進めます。また、子どもから高齢者までだれもが利用しやすく身近にみどりを感じられるように公園をリニューアルしていきます。

◆ 市民緑地の設置

民有地の樹林地やオープンスペースなどに誰もが立ち入り活用できるように、都市緑地法に基づく「市民緑地制度」の導入に向けた体制づくりや設置に向けた検討を進めていきます。



都市環境の保全に関するみどりの方針図

## ■基本方針4 人々の交流の場となるみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向(7) 個性と魅力にあふれた公園・緑地などの充実

【主な施策対象】交流拠点となる公園 など

#### 【説明】

健康増進、レクリエーション、観光など人々の交流の拠点となる公園などを個性と魅力あるものとして充実させていきます。

#### 【主な施策展開例】

#### ◆ 都市公園、港湾緑地の充実と市民緑地の設置

交流の拠点となる都市公園（総合公園・運動公園・風致公園・歴史公園など）や港湾緑地を充実させることとあわせ、市民緑地を確保し人々がみどりとふれあい、交流していくことのできる場の確保を図ります。

※ 交流の拠点となる公園・緑地とは

長井海の手公園（ソレイユの丘）・三笠公園・うみかぜ公園などのように本市を代表する観光の拠点となる公園や、運動公園や風致公園のように人々の健康増進や市民の交流の拠点となる公園及び都市公園や港湾緑地のことです。

#### ◆ 拠点となる公園・緑地の積極的活用

交流の拠点となる公園や緑地を交流人口増加のために積極的に活用していきます。

## ■基本方針4 人々の交流の場となるみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向(8) 拠点となるみどりをつなぐプロムナードなどの充実

【主な施策対象】プロムナードや散歩道 など

#### 【説明】

拠点となる公園などをプロムナードなどで結び、積極的な活用が図られるよう、利便性を向上させます。

#### 【主な施策展開例】

#### ◆ プロムナード・散歩道の充実 など

各拠点を移動しやすくするためのプロムナード・散歩道や既存道路の充実を図ったり、各拠点間の移動手段の確保を進めます。



本市では、1984年度に「うみかぜの路（海と緑の10,000メートルプロムナード）」プロジェクトを開始し、平成20年度末時点で整備率は約72.9%となっています。今後も、同プロジェクトを国・県と協力しつつ推進することで、憩いの空間の創出や半島の特徴である海辺の魅力の向上を図るとともに、点在する地域資源をつなぐ遊歩道として半島内の回遊性の向上をめざしています。

うみかぜの路（10,000mプロムナード）



レクリエーションに関するみどりの方針図

## ■基本方針5 安全・安心のためのみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向(9) 安全・安心のためのオープンスペースの整備

【主な施策対象】防災や災害に役立つ公園や広場 など

#### 【説明】

公園などのオープンスペースが、火災の延焼防止、大規模火災からの避難及び広域応援などに役立つようにしていきます。

#### 【主な施策展開例】

##### ◆ 防災・被災に対応した都市公園づくり

防災機能を持ったみどりづくりや、災害時に役立つ公園づくりを進めます。

## ■基本方針5 安全・安心のためのみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向(10) 安全・安心のための樹林地保全、維持・管理

【主な施策対象】丘陵部のみどり、河川流域・集水域のみどり など

#### 【説明】

丘陵部のみどりや河川流域・集水域にある樹林地を適切に保全し、維持・管理することで災害を防ぎます。

#### 【主な施策展開例】

##### ◆ 治山・治水対策

市民生活を守るため、樹林地を適切に保全、維持・管理することにより、治山・治水対策を適切に行っていきます。

##### ◆ 樹林地管理体制の検討

河川流域・集水域の保水力を高め、土砂流出の危険性を低減させるため、丘陵部の樹林地の倒木処理や、斜面のみどりの適切な維持・管理のあり方について検討していきます。

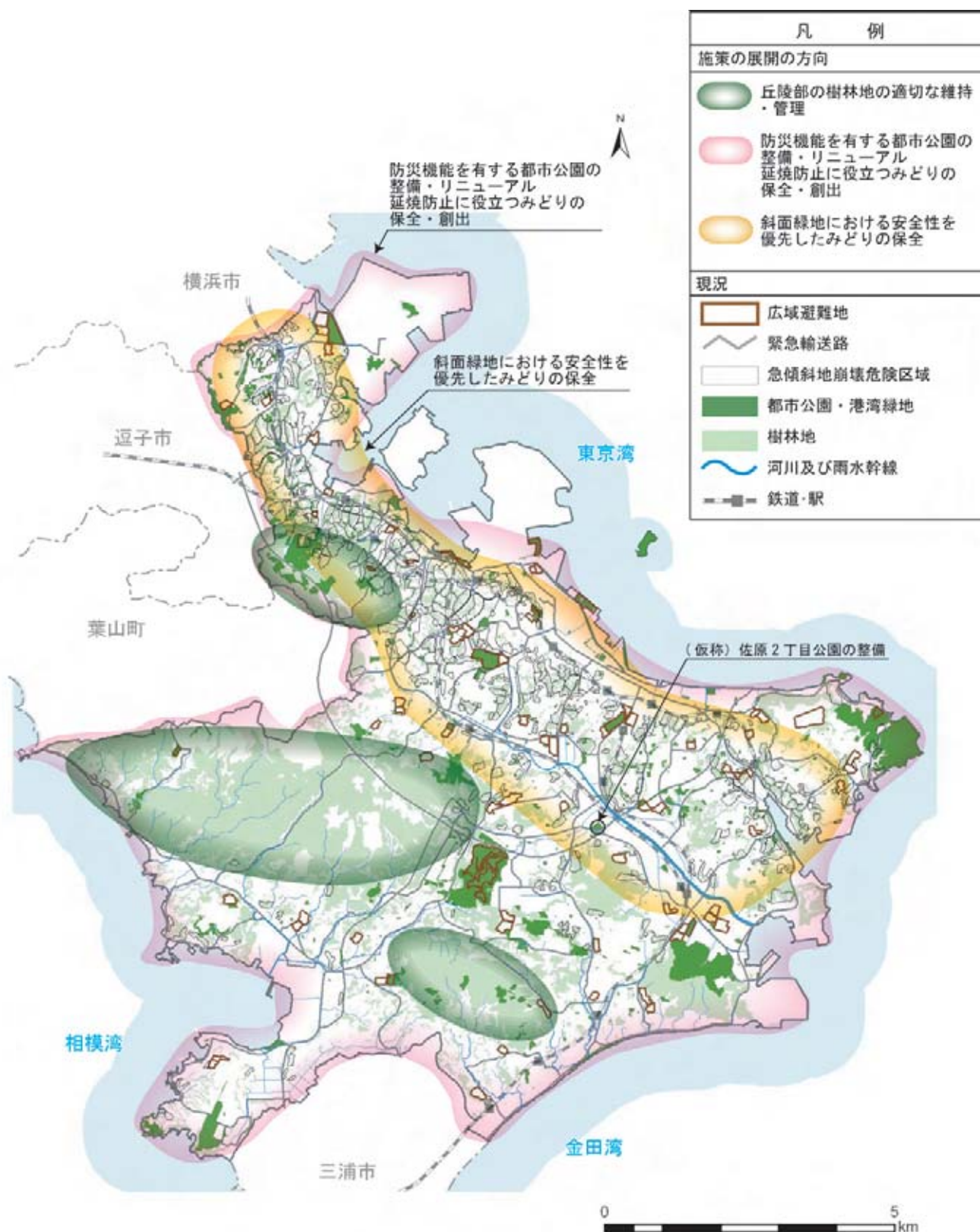


維持・管理されていない樹林地



維持・管理された樹林地

樹林地の維持・管理のイメージ図



安全・安心に関するみどりの方針図

## ■基本方針6 横須賀市らしい都市景観や歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向（11）都市景観と調和したみどりのまちづくりの推進

【主な施策対象】斜面緑地、谷戸地域のみどり、風致や景観に優れたみどりやまちづくり など

#### 【説明】

斜面緑地の保全や谷戸地域におけるみどりの再生及び市街地におけるみどり豊かな景観づくりを進めます。

#### 【主な施策展開例】

##### ◆ 斜面緑地の保全

斜面緑地を守り、適切に維持していくための制度づくりを進め、安全性を優先した斜面緑地の保全のあり方を検討していきます。

また、斜面緑地を守るための新たな財源確保に向けた検討をしていきます。

##### ◆ 谷戸地域におけるみどりの再生

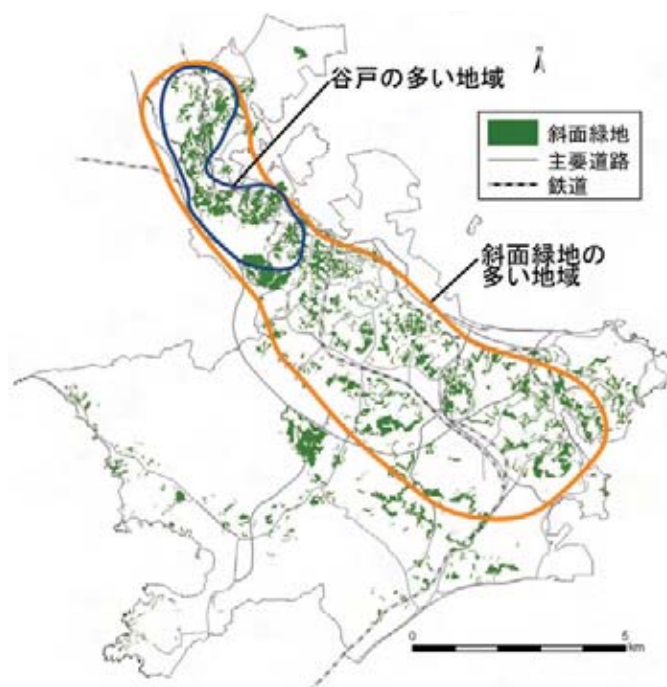
今後、「拠点ネットワーク型まちづくり」を進めることによって谷戸地域の居住者が減少していく状況に備え、長期的な視点から谷戸地域のみどりの再生のあり方について検討していきます。

##### ◆ 風致の保全

みどりと一体となって良好な風致を有する地域を守っていきます。

##### ◆ 花によるまちづくり

花があふれる美しいまちにするために市民・NPO・事業者・行政が連携した花によるまちづくりを進めます。



斜面緑地と谷戸地域の現況

## ■基本方針6 横須賀市らしい都市景観や歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します

### 施策展開の方向（12）海辺や歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出

【主な施策対象】海辺のみどり（公園や風致）、歴史的資産と一体となったみどり など

#### 【説明】

海辺のみどりや、歴史的資産と一体となったみどりを守り、つくっていきます。

#### 【主な施策展開例】

##### ◆ 海辺の風致の保全

自然海岸など海辺と一体となって良好な風致を有する地域を守っていきます。

##### ◆ 公園などによる海辺のみどりの保全・創出

海辺のみどりと一体となった都市公園や港湾緑地を維持し、みどりをつくっていきます。

##### ◆ 歴史的資産と一体となったみどりの保全・創出

歴史的背景のあるみどりを守るために歴史的資産と一体となった公園を維持し、可能な場合に整備していきます。



景観と歴史に関するみどりの方針図

■基本方針7 人々の共有財産であるみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かします  
施策展開の方向（13） みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携

【主な施策対象】 様々なみどりに対する取組み、環境教育、連携 など

【説明】

市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によって、みんなの力でみどりに対する働きかけをすることの大切さについて意識を共有化していきます。また、みどりに関する教育や活動、人づくりを進めます。

【主な施策展開例】

◆ 情報発信

みんなでみどりを保全・創出していくことの大切さについて、様々な機会を通じて情報発信していきます。

◆ 環境教育

みどりを引き継いでいくため、次世代へ向けた緑に関する環境教育を行っていきます。

◆ 市民・NPO・事業者などの参加・協働によりみどりを守り・つくり・再生し・育てながら・活かす

各種主体者や行政が役割分担や連携しながら、公園、市民緑地、ビオトープ、生物多様性の保全の場などのみどりを守り、つくり再生し、育てながら活かす活動を促進していきます。

■基本方針7 人々の共有財産であるみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かします  
施策展開の方向（14） みんなのみどりを活かす取組みの推進

【主な施策対象】 みどりを活かしていく など

【説明】

守り、つくり、再生され、育てられたみどりを、活かしていく施策を推進していきます。

【主な施策展開例】

◆ みどりを「活かす」

保全、創出されたみどり見たり、感じたり、楽しんだりするなど、みどりを「活かす」視点で様々な施策を進めていきます。